

■ 八重山福祉事務所の沿革

年	月日	沿 革
昭和29年	10月1日	八重山福祉事務所設置される。社会福祉事業法(昭和28年11月9日)制定に伴い、54年9月24日琉球政府行政事務部局組織法が改正され、福祉地区ごとに福祉事務所を設置することとなった。
昭和47年	5月15日	沖縄県八重山福祉事務所となる。
平成 5年	4月1日	社会福祉八法改正に伴い、老人及び身体障害者の措置権を町へ移譲する。
平成 7年	4月1日	管内町村の老人福祉法、身体障害者福祉法に基づく措置事務に係る指導監査が、生活福祉部福祉総務課より移譲される。
平成 8年	4月1日	沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則により八重山福祉事務所を八重山支庁福祉課に改める。
平成 9年	4月1日	管内町村の社会福祉協議会の指導監査事務が、生活福祉部福祉総務課から移譲される。
平成 9年	11月1日	新庁舎(石垣市真栄里438-1)へ移転。
平成10年	4月1日	本庁組織改正により、福祉所管部局が、生活福祉部より福祉保健部となる。
平成14年	4月1日	沖縄県八重山支庁福祉課と八重山保健所は、組織統合され、沖縄県八重山支庁八重山福祉保健所となり、八重山保健所が併置される。
平成18年	4月1日	沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則により班体制へ移行並びに沖縄県八重山配偶者暴力相談支援センター設置。
平成19年	4月1日	沖縄県中央児童相談所八重山分室設置。
平成21年	4月1日	本庁組織改正により、企画部八重山支庁八重山福祉保健所は、福祉保健部八重山福祉保健所となる。
平成26年	4月1日	本庁組織改正により、福祉保健部八重山支庁八重山福祉保健所は、子ども生活福祉部八重山福祉保健所となる。
平成28年	4月1日	組織改正により、子ども福祉部八重山支庁八重山福祉保健所は、子ども生活福祉部八重山福祉事務所と保健医療部八重山保健所に分離することとなる。